

# 条例議案の概要

—令和5年12月定例会—

目 次

議案第 112 号	盛岡市サイクリングターミナル条例を廃止する条例について	1
議案第 113 号	盛岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例について	2
議案第 114 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	4

議案第112号

盛岡市サイクリングターミナル条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

サイクリングターミナルを廃止しようとするものである。

2 廃止の内容

盛岡市サイクリングターミナル条例を廃止する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 113 号

盛岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立つなぎ老人憩いの家を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第 2 条の表盛岡市立つなぎ老人憩いの家の項を削る。

【改正前】

名称	位置
盛岡市立つなぎ老人憩いの家	盛岡市繫字館市 100 番地 10
盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目 6 番 30 号
盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目 8 番 53 号
盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目 13 番 13 号

【改正後】

名称	位置
盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目 6 番 30 号
盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目 8 番 53 号
盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目 13 番 13 号

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

盛岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市老人憩いの家条例 昭和55年3月28日条例第12号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市老人憩いの家条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 老人に対して教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、老人憩いの家を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立西青山老人憩いの家</td> <td>盛岡市西青山三丁目6番30号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立高松老人憩いの家</td> <td>盛岡市高松三丁目8番53号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立山岸老人憩いの家</td> <td>盛岡市山岸六丁目13番13号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号)</p> <p style="background-color: yellow;">この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目6番30号	盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目8番53号	盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目13番13号	<p>○盛岡市老人憩いの家条例 昭和55年3月28日条例第12号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市老人憩いの家条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 老人に対して教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、老人憩いの家を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立つなぎ老人憩いの家</td> <td>盛岡市繫字館市100番地10</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立西青山老人憩いの家</td> <td>盛岡市西青山三丁目6番30号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立高松老人憩いの家</td> <td>盛岡市高松三丁目8番53号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立山岸老人憩いの家</td> <td>盛岡市山岸六丁目13番13号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立つなぎ老人憩いの家	盛岡市繫字館市100番地10	盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目6番30号	盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目8番53号	盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目13番13号
名称	位置																		
盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目6番30号																		
盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目8番53号																		
盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目13番13号																		
名称	位置																		
盛岡市立つなぎ老人憩いの家	盛岡市繫字館市100番地10																		
盛岡市立西青山老人憩いの家	盛岡市西青山三丁目6番30号																		
盛岡市立高松老人憩いの家	盛岡市高松三丁目8番53号																		
盛岡市立山岸老人憩いの家	盛岡市山岸六丁目13番13号																		

議案第114号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）の規定に基づき、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業に同法の全部を適用するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

農業集落排水事業及び公設浄化槽事業について、下水道事業の区分（セグメント）として追加するため、事業の設置を定める第1条第2項において、下水道事業の区分を公共下水道事業、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業とすることを明示する。

また、経営の基本を定める第3条第3項において、公共下水道事業に加えて、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業の予定処理区域等の指標を追加する。

ア 公共下水道事業

予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量
盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万 1,700人	12万 501立方メートル

イ 農業集落排水事業

予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量
盛岡市の区域のうち 1,863ヘクタール	1万 1,680人	3,855立方メートル

ウ 公設浄化槽事業

処理区域	処理人口	1日最大汚水量
盛岡市の区域のうち28ヘクタール	616人	165立方メートル

(2) 盛岡市特別会計設置条例の一部改正

農業集落排水事業及び公設浄化槽事業について、特別会計から企業会計に移行するため、特別会計の設置を定める第2条から、両事業を削除する。

3 施行期日

令和6年4月1日

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																										
<p style="text-align: center;">○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><b>令和5年 月 日条例第 号</b></p> <p style="text-align: center;">盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市の住民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業 <b>(公共下水道事業、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業をいう。以下同じ。)</b> を設置する。</p> <p>第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </table> <p>3 下水道事業の<b>名称は盛岡市下水道事業とし、その</b>予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量 <b>(公設浄化槽事業にあつては、処理区域、処理人口及び1日最大汚水量)</b> は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。</p> <p><b>(1) 公共下水道事業</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> <tr> <td>盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール</td> <td>26万1,700人</td> <td>12万501立方メートル</td> </tr> </table> <p><b>(2) 農業集落排水事業</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> <tr> <td>盛岡市の区域のうち 1,863ヘクタール</td> <td>1万1,680人</td> <td>3,855立方メートル</td> </tr> </table> <p><b>(3) 公設浄化槽事業</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>処理区域</th> <th>処理人口</th> <th>1日最大汚水量</th> </tr> <tr> <td>盛岡市の区域のうち28 ヘクタール</td> <td>616人</td> <td>165立方メートル</td> </tr> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 <b>附 則 (令和5年条例第 号)</b></p> <p><b>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</b></p> <p>別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万1,700人	12万501立方メートル	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち 1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル	処理区域	処理人口	1日最大汚水量	盛岡市の区域のうち28 ヘクタール	616人	165立方メートル	<p style="text-align: center;">○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (設置)</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を市の住民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業 <b>を</b>設置する。</p> <p>第2条 略 (経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業及び下水道事業(以下「水道事業等」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </table> <p>3 下水道事業の<b>名称、</b> 予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量 <b>は、次表</b> <b>のとおりとする。</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール</td> <td>26万1,700人</td> <td>12万501立方メートル</td> </tr> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万1,700人	12万501立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																																								
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																																								
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																									
盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万1,700人	12万501立方メートル																																									
予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																									
盛岡市の区域のうち 1,863ヘクタール	1万1,680人	3,855立方メートル																																									
処理区域	処理人口	1日最大汚水量																																									
盛岡市の区域のうち28 ヘクタール	616人	165立方メートル																																									
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																																								
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																																								
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																																								
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 6,278ヘクタール	26万1,700人	12万501立方メートル																																								

【附則第2項】盛岡市特別会計設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市特別会計設置条例 昭和39年3月30日条例第21号</p> <p>改正 略 令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市特別会計設置条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p>(1) 中央卸売市場事業 盛岡市中央卸売市場費特別会計 (2) 新産業等用地整備事業 盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計 (3) 土地先行取得事業 盛岡市土地取得事業費特別会計 (4) 東中野財産区 盛岡市東中野財産区特別会計 (5) 東中野、東安庭、門財産区 盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計</p> <p>第3条 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市特別会計設置条例 昭和39年3月30日条例第21号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市特別会計設置条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p>(1) 公設浄化槽事業 盛岡市公設浄化槽事業費特別会計 (2) 農業集落排水事業 盛岡市農業集落排水事業費特別会計 (3) 中央卸売市場事業 盛岡市中央卸売市場費特別会計 (4) 新産業等用地整備事業 盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計 (5) 土地先行取得事業 盛岡市土地取得事業費特別会計 (6) 東中野財産区 盛岡市東中野財産区特別会計 (7) 東中野、東安庭、門財産区 盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計</p> <p>第3条 略 附 則 略</p>